

清瀬市規則第 25 号

清瀬市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、清瀬市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成 27 年条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(公共の場所)

第 3 条 条例第 2 条第 1 号に規定する公共の場所として規則で定める場所は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市が設置又は管理する施設。この場合において、市が指定管理者に委ねる施設を含む。
- (2) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 3 項に規定する都道、第 3 条第 4 項に規定する市道及び清瀬市公共物管理条例（平成 13 年清瀬市条例第 19 号）第 2 条第 2 項に規定する道路
- (3) 鉄道の駅の自由通路
- (4) 清瀬市立公園条例（昭和 51 年清瀬市条例第 6 号）に規定する公園、清瀬市立ポケットパーク設置要綱（平成 21 年清瀬市訓令第 52 号）に規定するポケットパーク及び清瀬市こどもの遊び場設置要綱（昭和 55 年清瀬市訓令第 6 号）に規定するこどもの遊び場

(設置運用基準等)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項に規定する規則で定める設置運用基準は、次の各号に定める事由を組み入れて作成するものとする。

- (1) 防犯カメラの設置者に関すること。
- (2) 防犯カメラの設置目的に関すること。
- (3) 防犯カメラの設置年月日に関すること
- (4) 防犯カメラの管理責任者に関すること。
- (5) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲に関すること。
- (6) 防犯カメラの機器構成に関すること。

(7) 防犯カメラの画像データの保管場所、保管方法、保管期間、廃棄方法等に関すること。

(8) 防犯カメラ設置の表示方法

(9) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、市長が必要と認める事項

2 条例第4条第1項に規定する設置運用基準の届出は、防犯カメラを設置しようとする日の14日前までに、清瀬市防犯カメラの設置及び運用に関する基準届により行うものとする。ただし、法令等に定めがある場合は、この限りでない。

3 条例第4条第1項第3号に規定する準ずる団体とは、次の各号に該当する団体とする。

(1) 小売商業又はサービス業に属する事業者であつて、相当数の事業者が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っている団体

(2) 消費者により、小売事業者がまとまって買物の場を形成していると認識されていて、これら区域を管理等する団体

(3) 区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していて、これら区域を管理等する団体

4 条例第4条第2項の規定による設置運用基準の変更の届出は、変更しようとする日の14日前までに清瀬市防犯カメラの設置及び運用に関する基準変更届により行うものとする。

5 設置者等が防犯カメラを廃止したときは、速やかに清瀬市防犯カメラ廃止届により市長に届け出なければならない。

(保管期間)

第5条 条例第6条第1項第6号に規定する保管期間は、映像データとして記録された日から30日間の範囲内において防犯カメラ設置者等が定める期間とする。ただし、市長が正当な理由があると認める場合にあっては、市長が認める期間とする。

(様式)

第6条 この規則の施行に必要な帳票及び届出等の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

清瀬市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則を別紙のとおり公布する。

平成27年9月30日